

令和6年2月16日開催

令和5年度

第2回八幡市都市計画審議会 議案書

八幡市都市計画審議会

令和5年度第2回八幡市都市計画審議会議事事項

議案番号	諮 問 事 項	議案の概要	頁
都議第79号 (諮問)	綴喜都市計画区域区分の変更 (京都府決定)	京都府南部都市計画の定期 見直しに伴う変更	3

都議第79号

綴喜都市計画区域区分の変更
(京都府決定)

都 議 第 7 9 号
八 都 第 1 8 5 9 号
令 和 6 年 2 月 1 6 日

八幡市都市計画審議会
会長 岡山 敏哉 様

八幡市長 川田 翔子

綴喜都市計画区域区分の変更について（諮問）

八幡市都市計画審議会条例第 2 条の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

別紙都市計画案のとおり

綴喜都市計画区域区分の変更

計 画 書 (案)

八幡市

綴喜都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のとおり変更する

- 1 市街化区域と市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」
- 2 変更箇所概要

図面番号	所在地 (地区名)	面積 (ha)	編入/逆線/ 保留の別	土地利用※ ¹	変更の理由※ ²
八幡市-1	内里日向堂他 (八幡東 I C 周辺 地区)	2.7	編入	工業	面整備事業
八幡市-2	戸津水戸城他 (戸津地区)	23.4	編入	工業	面整備事業
八幡市-3	岩田大谷 (岩田大谷地区)	14.7	保留	住居	面整備事業
計		26.1	編入		
計		14.7	保留		

※¹ 想定している土地利用を記載

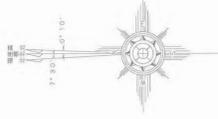
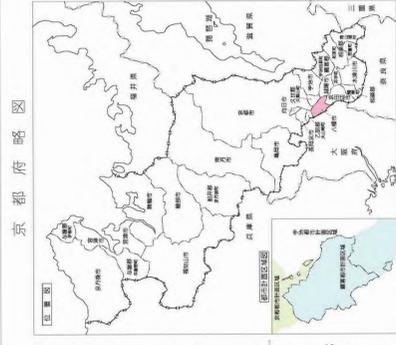
例：住居、商業、工業、住商混在、公共施設、農地 等

※² 編入する場合は市街地整備手法を記載（土地区画整理事業等）

逆線引き、界線整理の場合は、その理由を記載（地形地物の変更等）

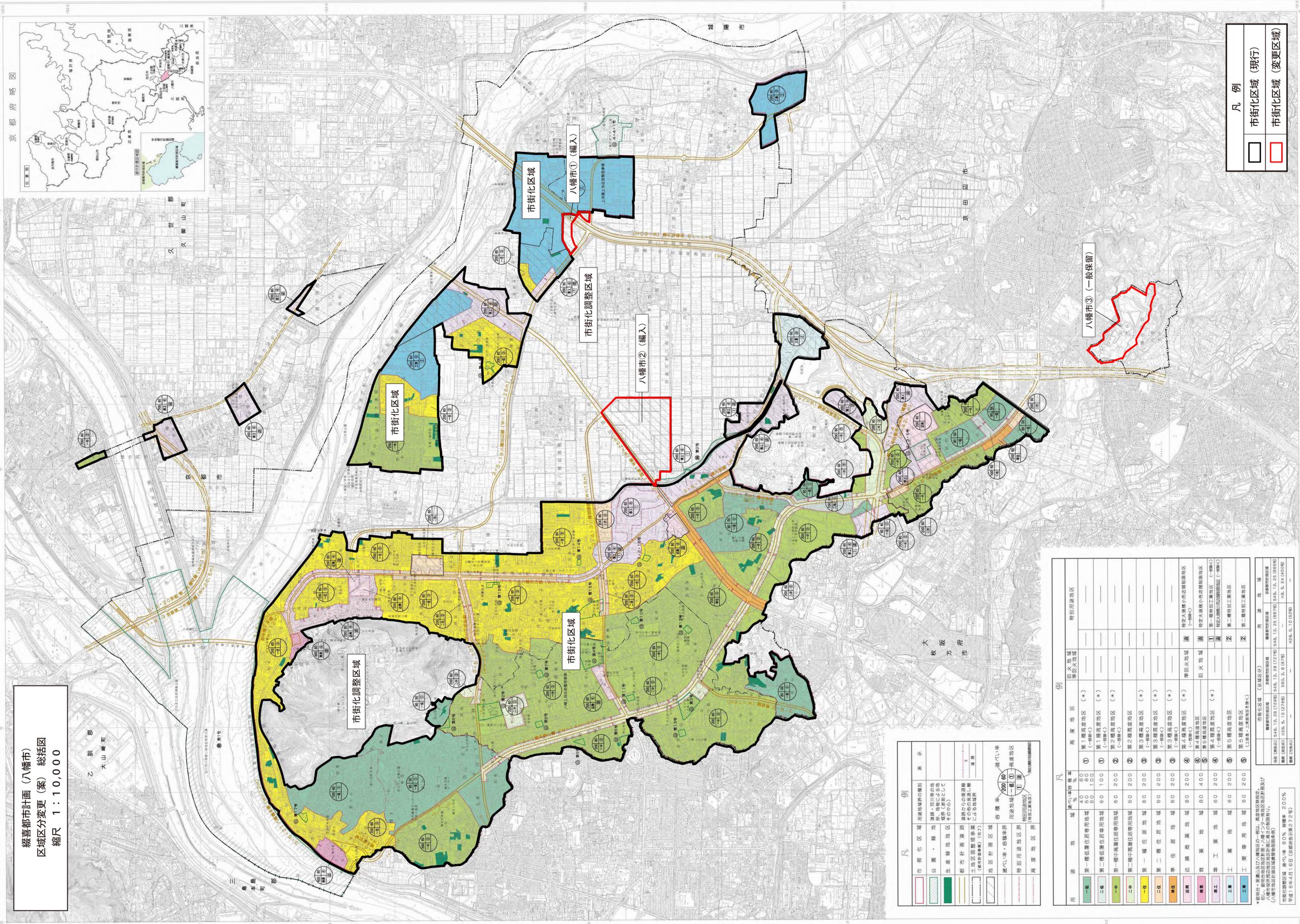
八幡市都市計画画総括図

縦書き都市計画(八幡市)
区域区分変更(案) 総括図
縮尺 1:10,000



凡例

市街化区域	市街化区域(現行)
市街化区域(変更区域)	



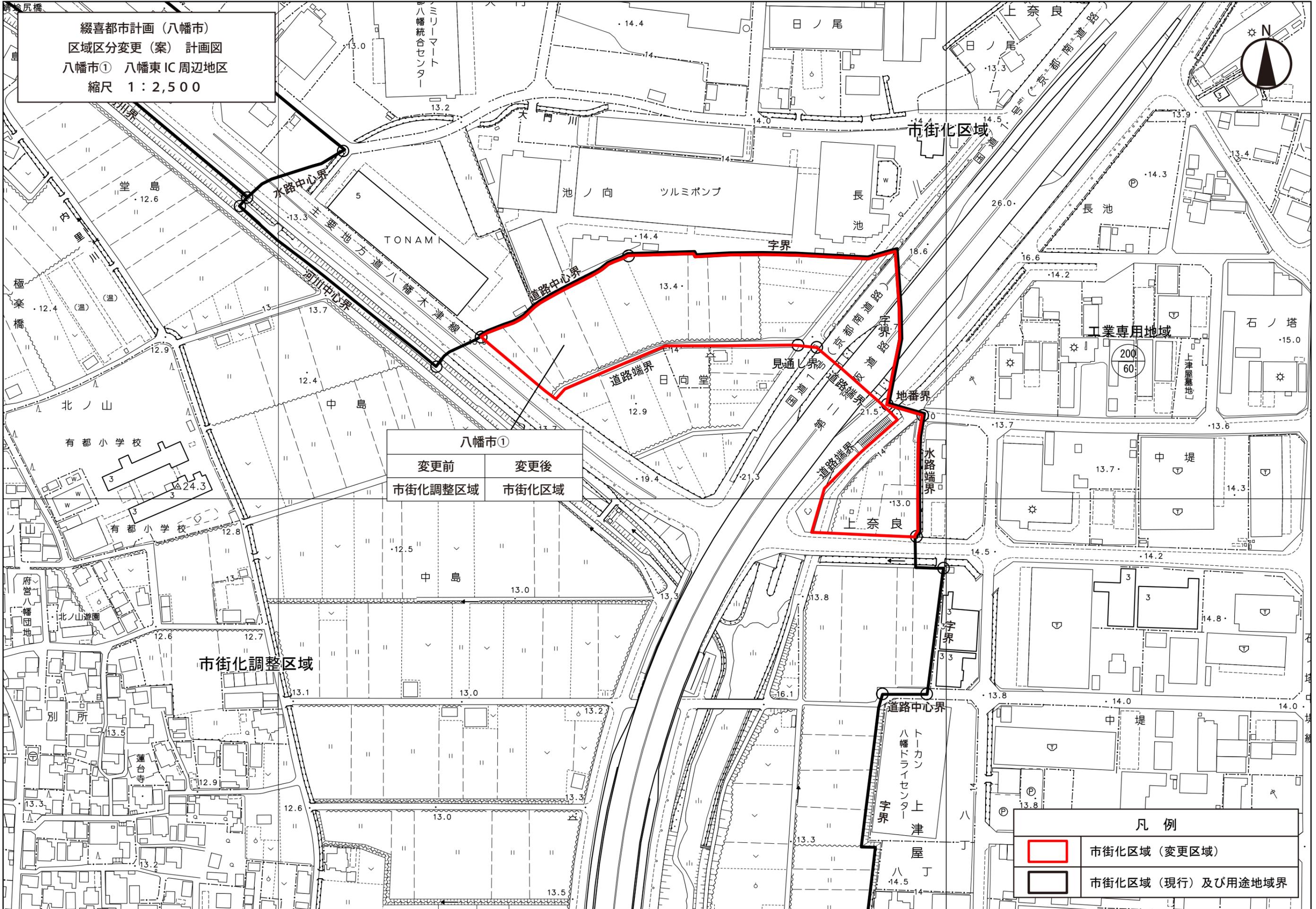
凡例

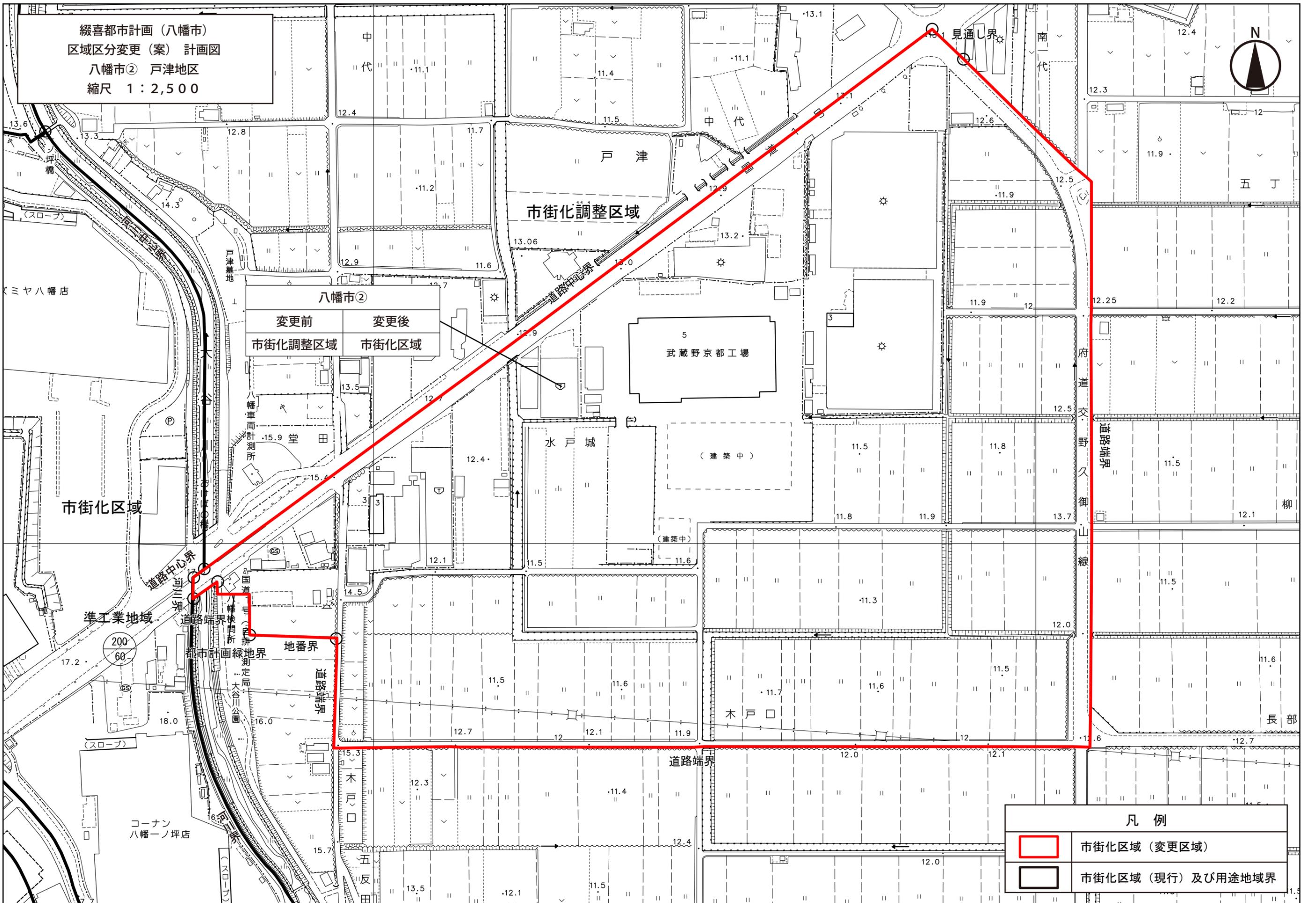
市街化区域	市街化調整区域	特別用途地区
公園・緑地	生産緑地地区	防火地域
生産緑地地区	都市計画用途	防火地域
都市計画用途	地区計画区域	工業専用地域
地区計画区域	建ぺい率・建ぺい率	
建ぺい率・建ぺい率	特別用途地区	
特別用途地区	用途地域	
用途地域	用途地域	

凡例

用途地域	建ぺい率	建ぺい率	用途地域	特別用途地区
第一種低層住宅専用地域	60	100	第一種中高層住宅専用地域	第一種商業地区
第二種低層住宅専用地域	60	100	第二種中高層住宅専用地域	第二種商業地区
第一種中層住宅専用地域	60	200	第一種住居地域	第一種工業地区
第二種中層住宅専用地域	60	200	第二種住居地域	第二種工業地区
第一種住居地域	60	200	第三種住居地域	第一種遊樂地区
第二種住居地域	60	200	第四種住居地域	第二種遊樂地区
準住居地域	60	200	第五種住居地域	第一種公園地区
近隣商業地域	60	200	第六種住居地域	第二種公園地区
商業地域	80	400	第七種住居地域	第一種緑地地区
第一種工業地域	60	200	第八種住居地域	第二種緑地地区
第二種工業地域	60	200	第九種住居地域	第一種河川地区
工業専用地域	60	200	第十種住居地域	第二種河川地区

この図面の都市計画は、令和5年2月現在の図面を表示したもので、詳細な都市計画の図面については、かならず八幡市都市計画課及び各都市計画図面所管にまで確認して下さい。





綴喜都市計画（八幡市）
 区域区分変更（案）計画図
 八幡市③ 岩田大谷地区（大谷飛地）
 縮尺 1：2,500



八幡市③	
変更前	変更後
市街化調整区域	一般保留区域

市街化調整区域

凡例	
	市街化区域（変更区域）
	市街化区域（現行）及び用途地域界

